

### (5) 生活介護サービス費

#### ① 生活介護の対象者について

生活介護については、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する者が対象となるものであること。

(一) 50歳未満の利用者である場合 区分3(施設入所支援を併せて受ける者にあっては区分4)以上

(二) 50歳以上の利用者である場合 区分2(施設入所支援を併せて受ける者にあっては区分3)以上

#### ② 生活介護サービス費の区分について

生活介護サービス費の区分については、指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等ごと（サービス提供単位を複数設置する場合にあっては当該サービス提供単位ごと）の平均障害程度区分、重度障害者割合及び第551号告示に規定する人員基準に応じ算定する（生活介護サービス費(Ⅰ)及び基準該当生活介護サービス費を除く。）こととされており、具体的には、次のとおりであること。

##### (一) 生活介護サービス費(Ⅰ)

###### ア 平均障害程度区分及び重度障害者割合

次の(i)又は(ii)のいずれかに該当すること。

(i) 平均障害程度区分が5以上であって、区分6に該当する利用者が利用者の数の60%以上

(ii) 平均障害程度区分が5.5以上

###### イ 人員基準

常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。

##### (二) 生活介護サービス費(Ⅱ)

###### ア 平均障害程度区分及び重度障害者割合

次の(i)又は(ii)のいずれかに該当すること。

(i) 平均障害程度区分が5以上であって、区分6に該当する利用

者が利用者の数の 50%以上 60%未満

- (ii) 平均障害程度区分が 5.3 以上 5.5 未満

イ 人員基準

常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 2 で除して得た数以上であること。

(三) 生活介護サービス費 (Ⅲ)

ア 平均障害程度区分及び重度障害者割合

次の (i) 又は (ii) のいずれかに該当すること。

- (i) 平均障害程度区分が 5 以上であって、区分 6 に該当する利用者が利用者の数の 40%以上 50%未満

- (ii) 平均障害程度区分が 5.1 以上 5.3 未満

イ 人員基準

常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 2.5 で除して得た数以上であること。

(四) 生活介護サービス費 (Ⅳ)

ア 平均障害程度区分及び重度障害者割合

次の (i) から (iii) までのいずれかに該当すること。

- (i) 平均障害程度区分が 5 以上であって、区分 6 に該当する利用者が利用者の数の 40%未満

- (ii) 平均障害程度区分が 4.5 以上であって、区分 5 及び区分 6 に該当する利用者が利用者の数の 50%以上

- (iii) 平均障害程度区分が 4.9 以上 5.1 未満

イ 人員基準

常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 3 で除して得た数以上であること。

(五) 生活介護サービス費 (V)

ア 平均障害程度区分及び重度障害者割合

次の (i) 又は (ii) のいずれかに該当すること。

(i) 平均障害程度区分が 4.5 以上であって、区分 5 及び区分 6 に該当する利用者が利用者の数の 40%以上 50%未満

(ii) 平均障害程度区分 4.7 以上 4.9 未満

イ 人員基準

常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 3.5 で除して得た数以上であること。

(六) 生活介護サービス費 (vi)

ア 平均障害程度区分及び重度障害者割合

次の (i) 又は (iii) のいずれかに該当すること。

(i) 平均障害程度区分が 4.5 以上であって、区分 5 及び区分 6 に該当する利用者が利用者の数の 40%未満

(ii) 平均障害程度区分が 4 以上であって、区分 5 及び区分 6 に該当する利用者が利用者の数の 40%以上

(iii) 平均障害程度区分 4.4 以上 4.7 未満

イ 人員基準

常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 4 で除して得た数以上であること。

(七) 生活介護サービス費 (vii)

ア 平均障害程度区分及び重度障害者割合

次の (i) 又は (ii) のいずれかに該当すること。

(i) 平均障害程度区分が 4 以上であって、区分 5 及び区分 6 に該当する利用者が利用者の数の 30%以上 40%未満

(ii) 平均障害程度区分が 4.1 以上 4.4 未満

イ 人員基準

常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 4.5 で除して得た数以上であること。

(八) 生活介護サービス費 (viii)

ア 平均障害程度区分及び重度障害者割合

次の(i)又は(ii)のいずれかに該当すること。

- (i) 平均障害程度区分が4以上であって、区分5及び区分6に該当する利用者が利用者の数の30%未満
- (ii) 平均障害程度区分が4未満であって、区分5及び区分6に該当する利用者が利用者の数の30%以上
- (iii) 平均障害程度区分が3.8以上4.1未満

イ 人員基準

常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を5で除して得た数以上であること。

(h) 生活介護サービス費 (IV)

ア 平均障害程度区分及び重度障害者割合

次の(i)又は(ii)のいずれかに該当すること。

- (i) 平均障害程度区分が4未満であって、区分5及び区分6に該当する利用者が利用者の数の20%以上30%未満
- (ii) 平均障害程度区分が3.5以上3.8未満

イ 人員基準

常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を5.5で除して得た数以上であること。

(i) 生活介護サービス費 (X)

ア 平均障害程度区分及び重度障害者割合

平均障害程度区分が4未満であって、区分5及び区分6に該当する利用者が利用者の数の20%未満であること。

イ 人員基準

常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を6で除して得た数以上であること。

(j) 生活介護サービス費 (II)

ア 指定生活介護事業所等の平均障害程度区分等にかかわらず、①に該当しない特定旧法受給者について算定すること。

#### イ 人員基準

常勤換算方法により、従業者の員数が①に該当しない特定旧法受給者を10で除して得た数以上であること。

#### (+) 基準該当生活介護サービス費

ア ①に該当する利用者が介護保険制度における指定通所介護事業所である基準該当生活介護事業所を利用した場合に算定すること。

#### イ 人員基準

①に該当する利用者を指定通所介護事業所の利用者とみなした上で、指定通所介護事業所として必要な人員を配置していること。

### ③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い

(-) 報酬告示第5の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、注中「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とあるが、具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。

#### ア 視覚障害者

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の障害の程度が1級又は2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者

#### イ 聴覚障害者

身体障害者手帳の障害の程度が2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者

#### ウ 言語機能障害者

身体障害者手帳の障害の程度が3級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者

(二) 「指定生活介護等の利用者の数が 15 人以上」又は「指定生活介護等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上」とは、指定生活介護事業所等における指定生活介護の利用者である視覚障害者、聴覚障害者及び言語機能障害者（以下「視覚障害者等」という。）の合計数が 15 人以上又は当該指定生活介護事業所等の指定生活介護の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であれば満たされるものであること。

また、多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が 15 人以上又は利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であれば満たされるものであること。

(三) 「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、具体的には次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 視覚障害

点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者

イ 聴覚障害又は言語機能障害

手話通訳等を行うことができる者

④ 新事業移行時特別加算の取扱い

報酬告示第 5 の 3 の新事業移行時特別加算については、特定旧法指定施設が指定生活介護事業所等へ転換した日から、30 日の間、当該指定生活介護事業所等を利用する全ての利用者について、所定単位数を算定する。なお、この場合の「30 日の間」とは、暦日で 30 日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、30 日間のうち、利用者が実際に利用した日数となることに留意すること。

⑤ 初期加算の取扱い

(一) 報酬告示第 5 の 4 の初期加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握等を行う

など、特にアセスメント等に手間を要することから、サービスの利用開始から 30 日の間、加算するものであること。なお、この場合の「30 日の間」とは、暦日で 30 日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、30 日間のうち、利用者が実際に利用した日数となることに留意すること。

なお、初期加算の算定期間が終了した後、同一の敷地内の他の指定障害福祉サービス事業所等へ転所する場合にあっては、この加算の対象としない。

(二) 指定障害者支援施設等における過去の入所及び短期入所との関係

初期加算は、利用者が過去 3 月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できることとする。

なお、当該指定障害者支援施設等の併設又は空床利用の短期入所を利用していた者が日を空けることなく、引き続き当該指定障害者支援施設等に入所した場合（短期入所から退所した翌日に当該指定障害者支援施設等に入所した場合を含む。）については、初期加算は入所直前の短期入所の利用日数を 30 日から差し引いて得た日数に限り算定するものとする。

(三) 30 日（入院・外泊時加算が算定される期間を含む。）を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合には、初期加算が算定されること。

ただし、指定生活介護事業所等の同一の敷地内に併設する病院又は診療所へ入院した場合についてはこの限りではない。

(四) 旧法施設支援における「入所時特別支援加算」が算定されていた特定旧法受給者については、「入所時特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とはならないものであること。なお、特定旧法指定施設において、旧法施設支援における「入所時特別支援加算」を算定する者が利用している場合であつて、当該「入所時特別支援加算」の算定期間中に指定障害者支援施

設へ転換した場合にあっては、30日間から「入所時特別支援加算」を算定した日数を差し引いた残りの日数について、初期加算を算定して差し支えない。

⑥ 訪問支援特別加算の取扱い

報酬告示第5の5の訪問支援特別加算については、指定生活介護等の利用により、利用者の安定的な日常生活を確保する観点から、概ね3ヶ月以上継続的に当該指定生活介護等を利用していた者が、最後に当該指定生活介護等を利用した日から中5日間以上連続して当該指定生活介護等の利用がなかった場合に、あらかじめ利用者の同意を得た上で、当該利用者の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定生活介護等を利用するための働きかけ、当該利用者に係る生活介護計画の見直し等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。なお、この場合の「5日間」とは、当該利用者に係る利用予定日にかかわらず、開所日数で5日間をいうものであることに留意すること。

なお、所要時間については、実際に要した時間に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等に要する時間に基づき算定されるものであること。

また、この加算を1月に2回算定する場合については、この加算の算定後又は指定生活介護等の利用後、再度5日間以上連続して指定生活介護等の利用がなかった場合にのみ対象となるものであること。

⑦ 利用者負担額上限額管理加算の取扱い

報酬告示第5の6の利用者負担額上限額管理加算については、2の(1)の⑫を準用する。

⑧ 食事提供体制加算の取扱い

報酬告示第5の7の食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下

で第三者に委託することは差し支えない。なお、施設外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ、クックサーブ又は真空調理（真空パック）法により調理を行う過程において急速冷凍したものを再度加熱して提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。

この場合、例えば出前の場合や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはならないものである。

なお、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が日単位で支給されることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。

#### (6) 児童デイサービス費

##### ① 児童デイサービス費の区分について

(一) 児童デイサービス費 (i) を算定する場合については、次のア又はイのいずれかを満たすこと。

ア 指定児童デイサービスの単位又は基準該当児童デイサービスの単位であって、次の (i) から (iii) までのいずれかに該当し、かつ、人員基準について、第 97 条第 1 項又は第 108 条第 1 項を満たすこと。

(i) 小学校就学前の利用者の数が 100 分の 70 以上である指定児童デイサービス事業所又は基準該当児童デイサービス事業所のうち、経過的指定児童デイサービス事業所又は経過的基準該当児童デイサービス事業所以外の事業所であること。

(ii) 小学校就学前の利用者の数が 100 分の 70 未満である指定児童デイサービス事業所又は基準該当児童デイサービス事業所であって、経過的指定児童デイサービス事業所又は経過的基準該当児童デイサービス事業所以外の事業所のうち、小学校就学前の利用者数が 100 分の 70 以上である指定児童デイサー

ビスの単位又は基準該当児童デイサービスの単位であること。

(iv) 経過的指定児童デイサービス事業所又は経過的基準該当児童デイサービス事業所の単位のうち、小学校就学前の利用者数が 100 分の 70 以上である指定児童デイサービスの単位又は基準該当児童デイサービスの単位であり、サービス管理責任者を配置し、児童デイサービス計画又は基準該当児童デイサービス計画を作成していること。

イ みなし基準該当児童デイサービス事業所であること

- (ii) サービス提供を受ける障害児の数の平均は、当該年度の前年度（毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる年度とする。）の延べ利用者数を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第 1 位以下を四捨五入するものとする。
- (iii) 小学校就学前の利用者の割合については、単位ごとに、当該年度の前年 10 月 1 月間の小学校就学前の延べ利用者数を延べ利用者数で除して得た数とする。

## ② 家庭連携加算の取扱い

報酬告示第 6 の 2 の家庭連携加算については、サービス利用障害児の保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、1 回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。

なお、保育所又は学校等（以下「保育所等」という。）の当該障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合については、当該保育所等及び保護者の同意を得た上で、当該保育所等を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合には、この加算を算定して差し支えない。この場合、当該支援を行う際には、保育所等の職員（当該障害児に対し、常時接する者）との緊密な連携を図ること。

### ③ 訪問支援特別加算の取扱い

報酬告示第6の3の訪問支援特別加算については、2の(5)の⑥を準用する。

### ④ 送迎加算の取扱い

報酬告示第6の4の送迎加算については、障害児に対して、その居宅と指定児童デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき54単位を算定する。

また、送迎については、指定児童デイサービス事業所と居宅までの送迎を原則とするが、道路が狭隘で居宅まで送迎できない場合等のやむを得ない場合においては、利用者の利便性も考慮し、適切な方法で行ったものについて、この加算を算定して差し支えないものであること。

### ⑤ 利用者負担額上限額管理加算の取扱い

報酬告示第6の5の利用者負担額上限額管理加算については、2の(1)の⑫を準用する。

## (7) 短期入所サービス費

### ① 短期入所の対象者について

短期入所については、次の(一)又は(二)のいずれかに該当し、かつ、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、指定障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする者が対象となるものであること。

ただし、介護を行う者との同居をサービス利用の要件とするものではなく、単身の利用者であっても、本人の心身の状況等から市町村が特に必要と認める場合には、短期入所サービス費を算定することは可能であること。

(一) 18歳以上の利用者 区分1以上

(二) 障害児 障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成18年厚生労働省告示第572号）に規定する区分1（②において「障害児程度区分1」という。）以上

② 医療機関において実施する短期入所サービス費について

遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患有する者及び重症心身障害児等に係る短期入所の需要に対応するため、医療機関を利用する場合の単価が設定されているが、具体的な対象者は、次のとおりであること。

(一) 短期入所サービス費 (Ⅲ)

ア 18歳以上の利用者 次の(i)又は(ii)のいずれかに該当すること。

(i) 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

(ii) 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若しくは区分5以上に該当する重症心身障害者

イ 障害児 重症心身障害児

(二) 短期入所サービス費 (Ⅳ)

区分1又は障害児程度区分1以上に該当し、かつ、次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第236号)に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等又はこれに準ずる者(一)のアの(ii)に掲げる基準に該当しない重症心身障害者等)

イ 医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断された者

③ 入所の日数の数え方について

短期入所の日数については、入所した日及び退所した日の両方を含むものとする。

ただし、同一の敷地内における指定短期入所事業所、指定共同生活介護事業所、指定共同生活援助事業所、指定障害者支援施設等、特定旧法指定施設等(以下「指定短期入所事業所等」という。)の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における指定短期入所事業所等であって

相互に職員の兼務や設備の共用等が行われているもの（以下「隣接事業所等」と総称する。）の間で、利用者が一の隣接事業所等から退所したその日に他の隣接事業所等に入所する場合については、入所の日は含み、退所の日は含まれない。したがって、例えば、短期入所の利用者がそのまま併設の指定障害者支援施設等に入所したような場合は、入所に切り替えた日について、短期入所サービス費は算定しない。

④ 短期入所サービス費と他の日中活動サービスに係る介護給付費等の算定関係について

短期入所サービス費については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、短期入所サービス費を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。

ただし、居宅から指定障害福祉サービス事業所等に通って日中活動サービスを受けている者が、居宅において介護を行う者の事情により、同一日に引き続き短期入所を利用する場合等、真にやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、この限りではないこと。

⑤ 食事提供体制加算の取扱い

報酬告示第7の2の食事提供体制加算については、2の(5)の⑧を準用する。

なお、1日に複数回食事の提供をした場合（複数の隣接事業所等において食事の提供をした場合を含む。）の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えないものである。

(8) 重度障害者等包括支援サービス費

① 重度障害者等包括支援の対象者について

区分6（障害児にあっては、これに相当する心身の状態）に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の(-)又は(+)に該当すること。なお、対象者の判断基準は下表のとおりとする。

(-) 重度訪問介護の対象となる心身の状態にある者であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者（I類型）

イ 最重度の知的障害のある者（II類型）

(二) 行動援護基準の別表に掲げる行動関連項目の合計点数が 15 点以上である者（III類型）

類型	判定基準
I類型	<p>① 区分 6 の「重度訪問介護」対象者</p> <p>② 認定調査項目「1-1 麻痺等」の 4 項目においていずれも「ある」と認定</p> <p>③ 認定調査項目「2-7 寝返り」において「できない」と認定</p> <p>④ 認定調査項目「8 医療」において「気管切開の処置あり」かつ「レスピレーター装着あり」と認定</p> <p>⑤ 認定調査項目「6-3-ア 意思の伝達」において「ときどき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定</p>
II類型	<p>① 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認</p> <p>② 区分 6 の「重度訪問介護」対象者</p> <p>③ 認定調査項目「1-1 麻痺等」の 4 項目においていずれも「ある」と認定</p> <p>④ 認定調査項目「2-7 寝返り」において「できない」と認定</p> <p>⑤ 認定調査項目「6-3-ア 意思の伝達」において「ときどき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定</p>

	「とき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定
Ⅲ類型	<p>① 区分 6 の「行動援護」対象者</p> <p>② 認定調査項目「6-3-ア 意思の伝達」において「とき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定</p> <p>③ 「行動援護項目得点」が「15 点以上」と認定</p>

② 重度障害者等包括支援サービス費の所定単位数について

1月における実績単位数(厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等(平成18年厚生労働省告示第552号)に定める算定方法により算定した単位数)が支給決定単位数(同告示に定める算定方法により支給決定した1日当たりの単位数に当該月の日数を乗じて得た単位数)の100分の95以上である場合は支給決定単位数を、100分の95を超えない場合は実績単位数に95分の100を乗じて得た単位数をそれぞれ算定する。

(例) 支給決定単位数 30,000 単位に対して実績単位数 29,000 単位  
(96.7%) → 算定単位数 : 30,000 単位

支給決定単位数 30,000 単位に対して実績単位数 28,000 単位  
(93.3%) → 算定単位数 : 29,474 単位 ( $28,000 \times 100/95$  (小数点以下四捨五入))

(9) 共同生活介護サービス費

① 共同生活介護の対象者について

区分2以上に該当する知的障害者又は精神障害者とする。

② 共同生活介護サービス費について

(-) 共同生活介護サービス費については、指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を提供した場合、利用者の障害程度区分に応じ、算定する。ただし、重度訪問介護又は行動援護に係る介護

給付費の支給決定を受けることができる者であって、区分4、区分5及び区分6に該当する者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する者（以下、「指定障害福祉サービス基準附則第18条の2の適用を受ける利用者」という。）に対し、指定共同生活介護を行った場合にあっては、障害程度区分にかかわらず、1日につき210単位を算定する（平成21年3月31日までの経過措置）。

- (二) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費については、指定障害福祉サービス基準附則第13条に規定する経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を提供した場合に、利用者の障害程度区分にかかわらず、1日につき142単位を算定する（平成21年3月31日までの経過措置）。

また、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2の適用を受ける利用者又は当該経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の利用者が、共同生活住居内において居宅介護及び重度訪問介護を利用した場合には、併せて居宅介護サービス費又は重度訪問介護サービス費を算定することができる。

### ③ 大規模住居減算の取扱い

共同生活介護サービス費については、共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおり所定単位数を減算する。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数を減算するものではないことに留意すること。

- (一) 共同生活住居の入居定員が8人以上21人未満である場合 当該共同生活住居に係る利用者の共同生活介護サービス費に100分の95を乗じて得た数
- (二) 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 当該共同生活住居に係る利用者の共同生活介護サービス費に100分の93を乗じて得た数

また、指定障害福祉サービス基準第 217 条に規定する一体型指定共同介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所並びに指定障害福祉サービス基準附則第 16 条に規定する経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所及び経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所については、一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を 1 つの事業所とみなした場合又は経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活介護事業所及び経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所を 1 つの事業所とみなした場合における当該共同生活住居の入居定員が 8 人以上 21 人未満又は 21 人以上である場合についても、同様の取扱いとする。

#### ④ 夜間支援体制加算の取扱い

報酬告示第 9 の 2 の夜間支援体制加算については、現に指定共同生活介護を利用する者の状況から、夜間支援体制を確保する必要がある場合であって、次の要件を満たしていると都道府県知事が認める場合については、区分 2 以上の者について、算定する。

##### (イ) 夜間支援従事者の配置

ア 夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居に配置される必要があること。

ただし、これにより難い特別な事情がある場合であって、適切な夜間支援体制が確保できるものとして都道府県知事が認めた場合は、この限りではないこと。

また、夜間支援従事者が自宅にあって夜間支援を行う場合については、この加算の対象としない。

イ 夜間支援従事者が複数の共同生活住居に居住する利用者に対して夜間支援を行っている場合には、夜間支援従事者が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね 10 分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、特別な連絡体制（非常通報装置、携帯電話等）が

確保される必要があること。

ウ 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、

(i) 複数の共同生活住居（5カ所までに限る。）における夜間支援を行う場合にあっては20人まで、

(ii) 1カ所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合にあっては30人までを上限とする。

(二) 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態

ア 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。

また、夜間支援従事者は、指定共同生活介護事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。

なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行型ホームについては、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されている場合にのみ、加算の対象とする。

イ 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、専従の夜間支援従事者が配置されていること。

ウ 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに共同生活介護計画に位置付ける必要があること。

エ 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあっては、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。

(三) 夜間支援体制の加算額

1人の夜間支援従事者が支援を行う利用者の数及び当該利用者の

障害程度区分に応じ加算額を算定する。

なお、経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における共同生活住居に入居する利用者については、この加算を算定することができない。

#### ⑤ 重度障害者支援加算の取扱い

報酬告示第9の3の重度障害者支援加算については、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者が現に2名以上利用している場合であって、指定障害福祉サービス基準第138条に規定する生活支援員の員数に加えて、生活支援員を加配している場合に算定されるが、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。

なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2の適用を受ける利用者及び経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所については、この加算を算定することができない。

(例) 区分6の利用者が2人、区分5の利用者が2人入居する指定共同生活介護事業所

- ・ 区分6 :  $2\text{人} \div 2.5 = 0.8\text{人}$
- ・ 区分5 :  $2\text{人} \div 4 = 0.5\text{人}$
- ・ 指定障害福祉サービス基準上の生活支援員の必要数（常勤換算）

$$0.8\text{人} + 0.5\text{人} = 1.3\text{人}$$

→ 1.4人以上の生活支援員を配置した場合に、この加算の対象となる。

#### ⑥ 日中介護等支援加算の取扱い

(イ) 報酬告示第9の4の日中介護等支援加算については、現に指定共同生活介護を利用する者のうち、区分4以上であるものが、指定共同生活介護と併せて支給決定されている日中活動サービス又は通所による旧法施設支援を利用ることができないときに、当該利用者に対し、昼間の時間帯において介護等の支援を行った場合であつ

て、当該支援を行った日が 1 月につき 2 日を超える場合、3 日目以降について算定する。

なお、指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 の適用を受ける利用者及び経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所については、この加算を算定することができない。

- (ii) また、指定共同生活介護事業者は、当該利用者に対して昼間の時間帯に支援を行う場合には、日中活動サービス事業者等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、共同生活介護計画に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配しなければならないものであること。なお、この場合の昼間の時間帯の支援に係る生活支援員の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならないものであること。

#### ⑦ 自立生活支援加算の取扱い

報酬告示第 9 の 5 の自立生活支援加算については、次の (i) 及 (ii) に定める要件を満たす指定共同生活介護事業所において、居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者に対し、市町村の承認を受けた共同生活介護計画に基づき、単身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合に、当該支援を開始した日から 180 日間を限度として、当該支援を行う利用者について、この加算を算定する。なお、この場合の「180 日間」とは、曆日で 180 日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、180 日間のうち、利用者が実際に利用した日数となることに留意すること。

- (i) 共同生活介護計画の対象となる期間の初日が属する年度の前年度及び前々年度に指定共同生活介護事業所を退去し、居宅での単身生活等へ移行した利用者の数が、当該指定共同生活介護事業所の利用

定員の数の 100 分の 50 以上であること。この場合における利用定員とは、加算の算定対象となる利用者に対し、単身生活等への移行支援を開始した時点における指定共同生活介護事業所の利用定員をいう。

なお、平成 18 年度においては、平成 16 年度及び平成 17 年度における旧指定共同生活援助事業所としての移行実績に基づき、この加算を算定して差し支えない。この場合において、平成 18 年 9 月 30 日以前の複数の旧指定共同生活援助事業所が、同年 10 月 1 日以降、1 の共同生活介護事業所として運営される場合における平成 16 年度及び平成 17 年度の実績については、当該複数の旧共同生活援助事業所において単身生活等へ移行した者の合計数とする。

- (二) (一)の単身生活等へ移行した者のうち、当該単身生活等への移行後、6 カ月以上継続した者又は継続している者の数が、単身生活等移行者全員の数の 100 分の 50 以上であること。

例) 平成 18 年度における利用定員が 10 人である指定共同生活介護事業所の場合

- ・ 平成 17 年度の単身生活等移行者 3 人
- ・ 平成 16 年度の単身生活等移行者 2 人
- 過去 2 年間の単身生活等移行者 5 人（利用定員の 50% 以上の要件を満たす。）
- ・  $5 \text{ 人} \times 50\% = 2.5 \text{ 人}$
- 過去 2 年間の単身生活等移行者 5 人のうち、3 人以上が 6 カ月以上継続して単身生活等を続けている場合に、この加算の対象となる。

なお、単身生活等への移行へ向けた支援を行った結果、180 日の間に、この加算の対象となる利用者の単身生活等が達成されない場合であっても、加算額の返還は要しないものとする。

## ⑧ 入院時支援特別加算の取扱い

報酬告示第9の6の入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定共同生活介護事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数（入院の初日及び最終日を除く。）に応じ、加算する。ただし、利用者が入居する指定共同生活介護事業所の共同生活住居の近隣に家族等の居宅がある場合であって、家族等からの支援を受けることが可能である者についてはこの加算の対象としない。

また、報酬告示第9の6のイが算定される場合にあっては少なくとも1回以上、6の口が算定される場合にあっては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が7日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、6のイを算定する。

入院期間が複数月にまたがる場合の2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該2月目において、入院日数の合計が、3日に満たない場合、当該2月目については、この加算を算定しない。

（例1） 入院期間が10月20日から11月29日までの場合

- ・ 10月20日 入院…所定単位数（本体報酬）を算定
- ・ 10月21日～31日（11日間）…1,122単位（1回／月）を算定可
- ・ 11月1日～28日（28日間）…1,122単位（1回／月）を算定可
- ・ 11月29日 退院…所定単位数（本体報酬）を算定

（例2） 入院期間が12月2日から12月9日及び12月16日から12月

23日までの場合

- ・ 12月2日 入院…所定単位数（本体報酬）を算定

- ・ 12月3日～8日（6日間）…所定単位数（本体報酬）を算定不可
  - ・ 12月9日 退院…所定単位数（本体報酬）を算定
  - ・ 12月16日 入院…所定単位数（本体報酬）を算定
  - ・ 12月17日～22日（6日間）…所定単位数（本体報酬）を算定不可
  - ・ 12月23日 退院…所定単位数（本体報酬）を算定
- ※ この事例については、本体報酬を算定できない日数が1月につき12日であることから、1,122単位（1回／月）を算定する。

#### ⑨ 帰宅時支援加算の取扱い

報酬告示第9の7の帰宅時支援加算については、利用者が共同生活介護計画に基づき、家族等の居宅において外泊した場合であって、指定共同生活介護事業者が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に、当該利用者の1月における外泊の日数（外泊の初日及び最終日を除く。）に応じ、算定する。なお、指定共同生活介護事業者は当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握し、必要に応じ共同生活介護計画の見直しを行う必要があること。

なお、外泊期間が複数月にまたがる場合の2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該2月目において、外泊日数の合計が、3日に満たない場合、当該2月目については、この加算を算定しない。

（例）10月において、毎週金曜日の夜に実家へ帰り、月曜日の夜に指定共同生活介護事業所へ戻る場合

- ・ 10月6日（金） 帰省…所定単位数（本体報酬）を算定
- ・ 10月7日（土）～8日（日）（2日間）…所定単位数（本体報酬）を算定不可

- ・ 10月9日（月） 指定共同生活介護事業所に戻る…所定単位数（本体報酬）を算定
- ・ 10月13日（金） 帰省…所定単位数（本体報酬）を算定
- ・ 10月14日（土）～15日（日）（2日間）…所定単位数（本体報酬）を算定不可
- ・ 10月16日（月） 指定共同生活介護事業所に戻る…所定単位数（本体報酬）を算定
- ・ 10月20日（金） 帰省…所定単位数（本体報酬）を算定
- ・ 10月21日（土）～22日（日）（2日間）…所定単位数（本体報酬）を算定不可
- ・ 10月23日（月） 指定共同生活介護事業所に戻る…所定単位数（本体報酬）を算定可
- ・ 10月27日（金） 帰省…所定単位数（本体報酬）を算定
- ・ 10月28日（土）～29日（日）（2日間）…所定単位数（本体報酬）を算定不可
- ・ 10月30日（月） 指定共同生活介護事業所に戻る…所定単位数（本体報酬）を算定

※ この事例については、本体報酬を算定できない日数が1月につき8日あることから、374単位（1回／月）を算定する。

#### ⑩ 小規模事業加算の取扱い

報酬告示第9の8の小規模事業加算については、平成18年9月30日において現に存する旧指定共同生活援助事業所であって、平成18年10月1日以降、指定共同生活介護事業所へ転換した事業所の入居定員が4人又は5人である場合に算定する（平成21年3月31日までの経過措置）ものとし、入居定員等に関する具体的な取扱いについては、次のとおりとする。

なお、平成20年度については、平成19年度までにおける加算額の2分の1となることに留意すること。

(一) 1つの共同生活住居を有する指定共同生活介護事業所である場合の取扱い

共同生活住居の入居定員が4人又は5人である場合に、当該共同生活住居の利用者全員について算定する。なお、一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所（以下「一体型事業所」という。）については、当該一体型指定共同生活介護事業所の入居定員と、当該一体型指定共同生活援助事業所の入居定員との合計数とする。

(二) 複数の共同生活住居を有する指定共同生活介護事業所場合の取扱い

ア 専任の世話人が配置されている共同生活住居がある場合

専任の世話人が配置されている共同生活住居については、当該共同生活住居の入居定員（一体型事業所については、一体型指定共同生活介護事業所の入居定員と、一体型指定共同生活援助事業所の入居定員との合計数とする。）が4人又は5人である場合に、当該共同生活住居ごとに、利用者全員について算定する。

ただし、複数の共同生活住居間の距離が、当該複数の共同生活住居の利用者の日常生活上の支援を行う上で支障がない範囲（原則として、世話人に係る業務を適切に遂行することが可能な範囲として、個々の共同生活住居間を概ね10分程度で移動することができる範囲であること。）にある場合については、当該複数の共同生活住居を1つの共同生活住居とみなし、入居定員についても当該複数の共同生活住居の入居定員の合計数とする。

なお、平成20年3月31日までの間の経過措置として、各共同生活住居間の距離が当該範囲内である場合であっても、共同生活住居ごとの入居定員に応じ、この加算を算定することができるものとする。

イ ア以外の場合

指定共同生活介護事業所の入居定員（当該指定共同生活介護事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計とし、一体型事業所については、一体型指定共同生活介護事業所の入居定員と、一体型指定共同生活援助事業所の入居定員との合計数とする。）が4人又は5人である場合に、当該指定共同生活介護事業所の利用者全員について算定する。

### (三) 世話人の配置

「共同生活住居ごとに専任で世話人を配置する」とは、指定障害福祉サービス基準の規定による世話人の配置基準を満たした上で、この加算の算定対象となる共同生活住居ごとに1人以上の世話人を配置する必要があること。

なお、1人の世話人が担当できる共同生活住居（複数の共同生活住居がその位置関係により、1つの共同生活住居とみなされる場合にあっては、当該1つとみなされる共同生活住居）は1つとする。

（例1） 入居定員が4人の共同生活住居を2つ有する指定共同生活介護事業所の場合

→ 2つの共同生活住居の利用者全員について、この加算を算定。

（例2） 入居定員が4人の共同生活住居を2つ有する指定共同生活介護事業所の場合であって、1つの共同生活住居には専任の世話人が配置され、もう1つの共同生活住居には専任の世話人が配置されていない場合

→ 専任の世話人が配置されている共同生活住居の利用者についてのみ、この加算を算定。

### ⑪ 小規模事業夜間支援体制加算の取扱い

報酬告示第9の9の小規模事業夜間支援体制加算については、平成18年9月30日において現に存する旧指定共同生活援助事業所であつて、平成18年10月1日以降、指定共同生活介護事業所へ転換し、か

つ、(一)の要件を満たす事業所の共同生活住居（一体型事業所の共同生活住居を含む。）のうち、指定共同生活介護を利用する区分2以上の夜間支援対象利用者が10人未満のものについて、平成21年3月31日までの間、算定することができるものとする。

(一) 加算の対象

ア 平成18年4月1日において、夜間支援体制（夜間支援体制加算の要件を満たす場合）を確保していた指定共同生活介護事業所であること。

イ 平成18年4月1日以降に旧指定共同生活援助を開始した事業所については、開始日以降、夜間支援体制を継続的に確保している指定共同生活介護事業所であること。

ウ 夜間支援対象者の数が9人以下の指定共同生活介護事業所の共同生活住居であること。

(二) 加算額等

1人の夜間支援従事者が支援する利用者の数及び当該利用者の障害程度区分に応じ算定する。この場合の「利用者の数」とは、都道府県知事に届け出た区分2以上の利用者の数とする。

なお、平成20年度については、平成19年度までにおける加算額の2分の1となることに留意すること。

また、この加算及び夜間支援体制加算の両方の要件を満たす場合については、これら両方の加算を同時に算定することができるものであること。

(例1) 平成18年4月1日以前から夜間支援体制を確保しており、平成18年10月1日以降、引き続き夜間支援体制を確保する場合…小規模事業夜間支援体制加算及び夜間支援体制加算の対象となる。

(例2) 平成18年7月1日から事業を開始し、開設時以降、夜間支援体制を確保しており、平成18年10月1日以降、引き続き夜間

支援体制を確保する場合…小規模夜間支援体制加算及び夜間支援体制加算の対象となる。

(例3) 平成18年4月1日以前から事業を行っているが、これまで夜間支援体制を確保しておらず、平成18年10月1日以降、夜間支援体制を確保する場合…小規模事業夜間支援体制加算の対象とならない（夜間支援体制加算のみ対象となる）。

(例4) 平成18年4月1日以前から共同生活住居A・Bとも事業を行っているが、共同生活住居Aのみ夜間支援体制を確保しており、平成18年10月1日以降、引き続き共同生活住居Aのみ夜間支援体制を確保する場合…共同生活住居Aのみ、小規模事業夜間支援体制加算及び夜間支援体制加算の対象となる（共同生活住居Bは、夜間支援体制を確保していないため、対象とはならない）。

(例5) 平成18年4月1日以前から共同生活住居A・Bとも事業を行うとともに、夜間支援体制を確保しており、平成18年10月1日以降、引き続きそれぞれの共同生活住居において夜間支援体制を確保する場合…共同生活住居A・Bともに小規模事業夜間支援体制加算及び夜間支援体制加算の対象となる。

## (10) 施設入所支援サービス費

### ① 施設入所支援の対象者について

施設入所支援については、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する者が対象となるものであること。

- (一) 50歳未満の利用者である場合 区分4以上
- (二) 50歳以上の利用者である場合 区分3以上

### ② 施設入所支援サービス費の区分について

施設入所支援サービス費の区分については、昼間、生活介護を利用する者にあっては、指定障害者支援施設等ごと（サービス提供単位を複数設置する場合にあっては当該サービス提供単位ごと）の平均障害

程度区分、重度障害者割合及び第 551 号告示に規定する人員基準に応じ施設入所支援サービス費 (I) から施設入所支援サービス費 (II) を、昼間、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を利用する者にあっては、指定障害者支援施設等ごとの第 551 号告示に規定する人員基準に応じ施設入所支援サービス費 (III)、施設入所支援サービス費 (IV) 又は施設入所支援サービス費 (V) を算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。

(一) 施設入所支援サービス費 (I)

ア 平均障害程度区分及び重度障害者割合（昼間、生活介護を利用する者に限る。）

次の (i) 又は (ii) のいずれかに該当すること。

(i) 平均障害程度区分が 5 以上であって、区分 6 に該当する利用者が利用者の数の 60% 以上

(ii) 平均障害程度区分が 5.5 以上

イ 人員基準

(i) 利用者の数が 20 人以下の指定障害者支援施設等の場合

夜勤職員が 1 人以上

(ii) 利用者の数が 21 人以上 40 人以下の指定障害者支援施設等の場合

夜勤職員が 2 人以上

(iii) 利用者の数が 41 人以上 60 人以下の指定障害者支援施設等の場合

夜勤職員が 3 人以上

(iv) 利用者の数が 61 人以上の指定障害者支援施設等の場合

夜勤職員が 3 人に、利用者の数が 60 人を超えて 40 人を増すごとに 1 を加えて得た数以上

(二) 施設入所支援サービス費 (II)

ア 平均障害程度区分及び重度障害者割合（昼間、生活介護を利用する者に限る。）

次の(i)又は(ii)のいずれかに該当すること。

(i) 平均障害程度区分が5以上であって、区分6に該当する利用者が利用者の数の50%以上60%未満

(ii) 平均障害程度区分が5.3以上5.5未満

イ 人員基準

(-)のイと同じ。

(三) 施設入所支援サービス費(Ⅲ)

ア 平均障害程度区分及び重度障害者割合（昼間、生活介護を利用する者に限る。）

次の(i)又は(ii)のいずれかに該当すること。

(i) 平均障害程度区分が5以上であって、区分6に該当する利用者が利用者の数の40%以上50%未満

(ii) 平均障害程度区分が5.1以上5.3未満

イ 人員基準

(-)のイと同じ。

(四) 施設入所支援サービス費(Ⅳ)

ア 平均障害程度区分及び重度障害者割合（昼間、生活介護を利用する者に限る。）

次の(i)から(iv)までのいずれかに該当すること。

(i) 平均障害程度区分が5以上であって、区分6に該当する利用者が利用者の数の40%未満

(ii) 平均障害程度区分が4.5以上であって、区分5及び区分6に該当する利用者が利用者の数の50%以上

(iii) 平均障害程度区分が4.9以上5.1未満

イ 人員基準

(i) 利用者の数が30人以下の指定障害者支援施設等の場合

夜勤職員が 1 人以上

- (ii) 利用者の数が 31 人以上 60 人以下の指定障害者支援施設等の場合

夜勤職員が 2 人以上

- (iii) 利用者の数が 61 人以上の指定障害者支援施設等の場合

夜勤職員が 2 人に、利用者の数が 60 人を超えて 40 人を増すごとに 1 を加えて得た数以上

(五) 施設入所支援サービス費 (V)

ア 平均障害程度区分及び重度障害者割合（昼間、生活介護を利用する者に限る。）

次の (i) 又は (ii) のいずれかに該当すること。

- (i) 平均障害程度区分が 4.5 以上であって、区分 5 及び区分 6 に該当する利用者が利用者の数の 40% 以上 50% 未満

- (ii) 平均障害程度区分 4.7 以上 4.9 未満

イ 人員基準

(四) のイと同じ。

(六) 施設入所支援サービス費 (VI)

ア 平均障害程度区分及び重度障害者割合（昼間、生活介護を利用する者に限る。）

次の (i) 又は (iii) のいずれかに該当すること。

- (i) 平均障害程度区分が 4.5 以上であって、区分 5 及び区分 6 に該当する利用者が利用者の数の 40% 未満

- (ii) 平均障害程度区分が 4 以上であって、区分 5 及び区分 6 に該当する利用者が利用者の数の 40% 以上

- (iii) 平均障害程度区分 4.4 以上 4.7 未満

イ 人員基準

(四) のイと同じ。

(七) 施設入所支援サービス費 (VII)

ア 平均障害程度区分及び重度障害者割合（昼間、生活介護を利用する者に限る。）

次の(i)又は(ii)のいずれかに該当すること。

(i) 平均障害程度区分が4以上であって、区分5及び区分6に該当する利用者が利用者の数の30%以上40%未満

(ii) 平均障害程度区分が4.1以上4.4未満

イ 人員基準

(四)のイと同じ。

(八) 施設入所支援サービス費(Ⅲ)

ア 平均障害程度区分及び重度障害者割合（昼間、生活介護を利用する者に限る。）

次の(i)又は(iii)のいずれかに該当すること。

(i) 平均障害程度区分が4以上であって、区分5及び区分6に該当する利用者が利用者の数の30%未満

(ii) 平均障害程度区分が4未満であって、区分5及び区分6に該当する利用者が利用者の数の30%以上

(iii) 平均障害程度区分が3.8以上4.1未満

イ 人員配置基準

(i) 利用者の数が60人以下の指定障害者支援施設等の場合  
夜勤職員が1人以上

(ii) 利用者の数が61人以上の指定障害者支援施設等の場合  
夜勤職員が1人に、利用者の数が60人を超えて40人を増すごとに1を加えて得た数以上

(九) 施設入所支援サービス費(Ⅳ)

ア 平均障害程度区分及び重度障害者割合（昼間、生活介護を利用する者に限る。）

次の(i)又は(ii)のいずれかに該当すること。

(i) 平均障害程度区分が4未満であって、区分5及び区分6に該

当する利用者が利用者の数の 20%以上 30%未満

(ii) 平均障害程度区分が 3.5 以上 3.8 未満

イ 人員基準

(A) のイと同じ。

(+) 施設入所支援サービス費 (X)

ア 平均障害程度区分及び重度障害者割合（昼間、生活介護を利用する者に限る。）

平均障害程度区分が 4 未満であって、区分 5 及び区分 6 に該当する利用者が利用者の数の 20%未満であること。

イ 人員基準

(A) のイと同じ。

(+) 施設入所支援サービス費 (II)

ア 指定障害者支援施設等の平均障害程度区分等にかかわらず、①に該当しない特定旧法受給者について算定すること。

イ 人員基準

宿直職員が 1 人以上確保されていること。

### ③ 重度障害者支援加算の取扱い

(-) 報酬告示第 10 の 2 の (I) の重度障害者支援加算 (II) については、昼間、生活介護を受ける利用者に対する支援が 1 日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員配置に加えて、常勤換算方法で 1 人以上の従業者を確保した場合に、指定障害者支援施設等ごと（サービス提供単位を複数設置している場合あっては当該サービス提供単位ごと）に生活介護に係る全ての利用者について加算するものである。なお、報酬告示第 10 の 2 の注 1 中「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」とは、医師意見書における特別な医療に係る項目（当分の間、「褥瘡の処置」及び「疼痛の看護」を含める取扱いとする。）中、いずれか 1 つ以上に該当する者とする。

(二) 報酬告示第10の2の(2)の重度障害者支援加算(Ⅱ)については、昼間、生活介護を受ける利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員に加えて、常勤換算方法で、

ア 施設入所支援サービス費(Ⅰ)から施設入所支援サービス費(Ⅲ)までが算定されている場合にあっては0.5人以上

イ 施設入所支援サービス費(Ⅳ)から施設入所支援サービス費(Ⅵ)までが算定されている場合にあっては1人以上

ウ 施設入所支援サービス費(Ⅶ)から施設入所支援サービス費(Ⅺ)までが算定されている場合にあっては1.5人以上

の従業者を確保した場合に、別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者について加算する。

なお、報酬告示第10の2の注3中「別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者」とは、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）第2号の規定により、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が15点以上に該当する者をいうものである。

また、重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している指定障害者支援施設等において、重度障害者支援加算(Ⅱ)は算定できないものであること。

④ 新事業移行時特別加算の取扱い

報酬告示第10の3の新事業移行時特別加算については、2の(5)の④を準用する。

⑤ 入院・外泊時加算の取扱い

(一) 報酬告示第10の4の入院・外泊時加算については、入院又は外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、連續して9泊の入院又は外泊を行う場合は、8日と計算されること。

また、1月間に、入院又は外泊を複数回繰り返す場合であっても、8日の範囲内で入院・外泊時加算の算定は可能であること。

(例) 利用定員が 41 人以上 60 人以下の施設の場合

入院又は外泊期間：3月1日～10日（10日間）

- ・ 3月1日 入院又は外泊の開始…所定単位数を算定
- ・ 3月2日～3月9日（8日間）…1日につき 320 単位を算定可
- ・ 3月10日 入院又は外泊の終了…所定単位数を算定

(二) 入所者の入院又は外泊の期間中で、かつ、入院・外泊時加算の算定期間中にあっては、当該利用者が使用していたベッドを他のサービスに利用することなく空けておくことが原則であるが、当該利用者の同意があれば、そのベッドを短期入所サービスに活用することは可能であること。ただし、この場合、入院・外泊時加算は算定できないこと。

(三) 入院・外泊時加算の算定に当たって、1回の入院又は外泊で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで入院・外泊時加算の算定が可能であること。この場合、2月目及び3月目については、当該月の1日から最大8日まで算定できるものとする。

(例) 月をまたがる入院又は外泊の場合（利用定員が 41 人以上 60 人以下の施設の場合）

入院又は外泊期間：4月10日～7月7日

- ・ 4月10日 入院…所定単位数を算定
- ・ 4月11日～4月18日（8日間）…1日につき 320 単位を算定可
- ・ 5月1日～5月8日（8日間）…1日につき 320 単位を算定可
- ・ 6月1日～5月8日（8日間）…1日につき 320 単位を算定可
- ・ 6月9日～7月6日…算定不可

・ 7月7日 退院…所定単位数を算定

(四) 特定旧法指定施設において、旧法施設支援における「入院・外泊時加算」（以下「旧法入院・外泊時加算」という。）を算定する者が利用している場合であって、当該旧法入院・外泊時加算の算定期間に中に指定障害者支援施設等へ転換した場合にあっては、施設入所支援における「入院・外泊時加算」の算定が可能とされる期間から旧法入院・外泊時加算を算定した日数を差し引いた残りの日数について、この加算を算定して差し支えない。

⑥ 地域移行加算の取扱い

報酬告示第10の5の地域移行加算については、2の(4)の③を準用する。

⑦ 入院時支援特別加算の取扱い

報酬告示第10の6の入院時支援特別加算については、長期間に渡る入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定障害者支援施設等の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数（入院の初日及び最終日並びに入院・外泊時加算が算定される期間を除く。）に応じ、加算する。ただし、利用者が入所する指定障害者支援施設等の近隣に家族等の居宅がある場合であって、家族等からの支援を受けることが可能である者についてはこの加算の対象としない。

また、報酬告示第10の6の(1)が算定される場合にあっては少なくとも1回以上、6の(2)が算定される場合にあっては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が7日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、6の(1)を算定する。

⑧ 栄養管理体制加算の取扱い

(-) 報酬告示第 10 の 7 の栄養管理体制加算のうち、栄養管理体制加算

(I) 及び栄養管理体制加算 (II) の算定に当たっては、常勤の管理栄養士又は栄養士が、指定障害者支援施設等に配置されていること（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含む。）が必要であること。

なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できないこと。

(II) 注 1 の (2) 中、「利用者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っている」とは、利用者の年齢、心身の状況、栄養状態により、利用者ごとに計画的に適切な栄養量及び内容の食事の提供、食事に関する情報提供等を行っていることをいうものである。

### 3. 訓練等給付費

#### (I) 機能訓練サービス費

##### ① 機能訓練サービス費の区分について

(-) 機能訓練サービス費 (I) については、利用者を通所させて自立訓練（機能訓練）を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、自立訓練（機能訓練）を提供した場合に算定する。

(II) 機能訓練サービス費 (II) については、自立訓練（機能訓練）計画に基づき、日中活動サービスを利用する日以外の日に、通所による自立訓練（機能訓練）の利用者の居宅を訪問して自立訓練（機能訓練）を提供した場合に算定する。なお、「居宅を訪問して自立訓練（機能訓練）を提供した場合」とは、具体的には次のとおりであること。

ア 運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助

イ 他の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助

ウ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助

エ 住宅改修に関する相談援助

オ その他必要な支援

また、機能訓練サービス費(Ⅱ)は、原則として通所による訓練と訪問による訓練を組み合わせて利用する場合に限り、算定されるものであるが、医療機関において一定のリハビリテーションを終了した視覚障害者であって、通所による機能訓練の利用を希望しないものについては、この限りではない。

(3) 基準該当機能訓練サービス費については、次のいずれかに該当する利用者を介護保険制度による指定通所介護事業所である基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に通所させて、自立訓練（機能訓練）を提供した場合に算定する。

ア 50歳未満の者であって、区分2以下のもの

イ 50歳以上の者であって、区分1以下のもの

② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い

報酬告示第11の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(5)の③を準用する。

③ 新事業移行時特別加算の取扱い

報酬告示第11の3の新事業移行時特別加算については、2の(5)の④を準用する。

④ 初期加算の取扱い

報酬告示第11の4の初期加算については、2の(5)の⑤を準用する。

⑤ 利用者負担額上限額管理加算の取扱い

報酬告示第11の5の利用者負担額上限額管理加算については、2の(1)の⑫を準用する。

⑥ 食事提供体制加算の取扱い

報酬告示第11の6の食事提供体制加算については、2の(5)の⑧を準用する。

(2) 生活訓練サービス費

① 生活訓練サービス費の区分について

(一) 生活訓練サービス費(Ⅰ)については、利用者を通所させて自立訓練（生活訓練）を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に對し、自立訓練（生活訓練）を提供した場合に算定する。

(二) 生活訓練サービス費(Ⅱ)については、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、日中活動サービスを利用する日以外の日に、通所による自立訓練（生活訓練）の利用者の居宅を訪問して自立訓練（生活訓練）を提供した場合に、週2回を上限として算定することができるものとする。なお、「居宅を訪問して自立訓練（生活訓練）を提供した場合」とは、具体的には次のとおりであること。

ア 日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等  
及びこれらに関する相談援助

イ 他の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助

ウ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助

エ 地域生活のルール、マナーに関する相談援助

オ 交通機関、金融機関、役所等の公共機関活用に関する相談援助

カ その他必要な支援

また、「居宅」とは、指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所における共同生活住居は含まれないものであること。

(三) 生活訓練サービス費(Ⅲ)については、日中、一般就労又は外部の障害福祉サービス等（自立訓練（生活訓練）及び指定宿泊型自立訓練事業所と同一の敷地内の指定障害福祉サービス事業所等により提供される障害福祉サービス等を除く。以下同じ。）を利用する者を対象としており、具体的には、養護学校を卒業して就職した者、日中の自立訓練（生活訓練）において一定期間訓練を行ってきた者等に対して、指定宿泊型自立訓練を行った場合に算定する。

なお、指定宿泊型自立訓練を利用している日に、日中、外部の障害福祉サービス等を利用した場合は、生活訓練サービス費(Ⅲ)及び当該

外部の障害福祉サービスの報酬いずれも算定できる。

(四) 基準該当生活訓練サービス費については、次のいずれかに該当する利用者を介護保険制度による指定通所介護事業所である基準該当自立訓練（生活訓練）事業所に通所させて、自立訓練（生活訓練）を提供した場合に算定する。

ア 50歳未満の者であって、区分2以下のもの

イ 50歳以上の者であって、区分1以下のもの

② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い

報酬告示第12の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(5)の③を準用する。

③ 新事業移行時特別加算の取扱い

報酬告示第12の3の新事業移行時特別加算については、2の(5)の④を準用する。

④ 初期加算の取扱い

報酬告示第12の4の初期加算については、2の(5)の⑤を準用する。

⑤ 短期滞在加算の取扱い

(一) 報酬告示第12の5の短期滞在加算については、第551号告示に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定自立訓練（生活訓練）を利用している者であって、次のいずれかに該当するものに対して、宿泊の提供を行った場合に、算定する。

ア 生活訓練の一環として、自立訓練（生活訓練）計画に位置づけられている場合

イ 心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる場合

(二) 短期滞在加算(I)については、夜間の時間帯を通じて生活支援員が1人以上配置されている場合に算定する。

(三) 短期滞在加算(II)については、夜間の時間帯を通じて宿直勤務を行う職員が1人以上配置されている場合に算定する。

(四) (一)のアに該当する場合であって、継続的に短期滞在加算が算定される者については、指定自立訓練（生活訓練）事業所が他の日中活動サービス事業所と委託契約を締結すること等により、指定自立訓練（生活訓練）を利用する日において、一定時間他の日中活動サービスを利用することも可能であること。

また、この加算の算定に当たっては、(一)のア又はイの要件を満たしていれば、加算を算定する日において指定自立訓練（生活訓練）を利用している必要はないこと。

⑥ 利用者負担額上限額管理加算の取扱い

報酬告示第12の6の利用者負担額上限額管理加算については、2の(1)の⑫を準用する。

⑦ 食事提供体制加算の取扱い

(一) 報酬告示第12の7のイの食事提供体制加算(I)については、短期滞在加算が算定される者のうち、⑤の(一)のイに該当する者について算定するものであること。

なお、1日に複数回食事の提供をした場合については、この加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えないものであること。

(二) 報酬告示第12の7のロの食事提供体制加算(II)については、⑤の(一)に定める者以外の者について算定するものであること。

なお、この加算については、指定宿泊型自立訓練を利用している者についても算定が可能であるが、当該利用者が同日に他の日中活動サービスを利用し、食事の提供を受けた場合については、当該他の日中活動サービス事業所において食事提供体制加算を算定するものとし、これに加えて、指定宿泊型自立訓練についてこの加算を算定することはできないものであること。

(三) このほか、報酬告示第12の7のイの食事提供体制加算(I)及びロの

食事提供体制加算(Ⅱ)については、2の(5)の⑧を準用する。

⑧ 精神障害者退院施設加算の取扱い

報酬告示第12の8の精神障害者退院支援施設加算については、第551号告示に適合しているものとして都道府県知事に届け出た、精神病院の精神病床を転換した事業所において、精神病床に概ね1年以上入院していた精神障害者等に対して居住の場を提供した場合につき、夜間の勤務体制に応じ、次のとおりそれぞれ算定する。

- (一) 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)については、夜間の時間帯を通じて生活支援員が1人以上配置されている場合に算定する。
- (二) 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)については、夜間の時間帯を通じて宿直勤務を行う職員が1人以上配置されている場合に算定する。  
また、このほか、精神障害者退院支援施設の運営に係る留意事項については、別途通知する。

(3) 就労移行支援サービス費

① 就労移行支援サービス費の区分について

- (一) 就労移行支援サービス費(Ⅰ)については、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定し、利用者が就職した日の前日まで算定が可能であること。
- (二) 就労移行支援サービス費(Ⅱ)については、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所が、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定する。

② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い

報酬告示第13の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、

2の(5)の③を準用する。

③ 就労移行支援体制加算の取扱い

(一) 報酬告示第13の3の就労移行支援体制加算については、就労移行支援を経て企業等に雇用されてから6月を経過した日が属する年度における利用者の数で算定すること。

(二) 注中「6月を超える期間継続して就労している者」とは、就労移行支援を受けた後、就労した企業等に連続して6月以上雇用されている者であること。

(三) この加算の算定対象となる利用定員は、(一)の利用者の数と同様、就労移行支援のあった日の属する年度の前年度における数であること。

④ 新事業移行時特別加算の取扱い

報酬告示第13の4の新事業移行時特別加算については、2の(5)の④を準用する。

⑤ 初期加算の取扱い

報酬告示第13の5の初期加算については、2の(5)の⑤を準用する。

⑥ 訪問支援特別加算の取扱い

報酬告示第13の6の訪問支援特別加算については、2の(5)の⑥を準用する。

⑦ 利用者負担額上限額管理加算の取扱い

報酬告示第13の7の利用者負担額上限額管理加算については、2の(1)の⑫を準用する。

⑧ 食事提供体制加算の取扱い

報酬告示第13の8の食事提供体制加算については、2の(5)の⑧を準用する。

⑨ 精神障害者退院施設加算の取扱い

報酬告示第13の9の精神障害者退院施設加算については、3の(2)の⑧を準用する。

(4) 就労継続支援A型サービス費

① 就労継続支援A型サービス費の区分について

就労移行継続支援A型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援A型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援A型を提供した場合（特定旧法受給者に限る。）に算定する。

なお、指定就労継続支援A型事業所に雇用される障害者以外の者については、就労継続支援A型サービス費の算定対象とならないものであること。

② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い

報酬告示第14の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(5)の③を準用する。

③ 就労移行支援体制加算の取扱い

報酬告示第14の3の就労移行支援体制加算については、3の(3)の③を準用する。

④ 新事業移行時特別加算の取扱い

報酬告示第14の4の新事業移行時特別加算については、2の(5)の④を準用する。

⑤ 初期加算の取扱い

報酬告示第14の5の初期加算については、2の(5)の⑤を準用する。

⑥ 訪問支援特別加算の取扱い

報酬告示第14の6の訪問支援特別加算については、2の(5)の⑥を準用する。

⑦ 利用者負担額上限額管理加算の取扱い

報酬告示第14の7の利用者負担額上限額管理加算については、2の(1)の⑫を準用する。

⑧ 食事提供体制加算の取扱い

報酬告示第14の8の食事提供体制加算については、2の(5)の⑧を

準用する。

(5) 就労継続支援B型サービス費

① 就労継続支援B型の対象者について

就労継続支援B型については、次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。

(一) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者

(二) 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定における利用を含む。）した結果、本事業の利用が適当と判断された者

(三) (一)及び(二)のいずれにも該当しない者であって、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者

(四) 平成21年3月31日までの間に限り、(一)から(三)までのいずれにも該当しない者であって、地域に一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しいことや、就労移行支援事業者が少なく、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した地域における本事業の利用希望者

② 就労継続支援B型サービス費の区分について

就労移行継続支援B型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援B型を提供した場合（特定旧法受給者に限る。）に、指定就労継続支援B型事業所における利用者の状況及び当該指定就労継続支援B型事業所における人員配置に応じ、算定する。

(一) 就労継続支援B型サービス費(I)については、障害基礎年金1級受給者が利用者の数の100分の50（特定旧法指定施設が就労継続支援B型を行う場合にあっては、平成21年3月31日までの間に限り、100分の20とする。）以上である指定就労継続支援B型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。

- (二) 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)については、就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)以外の指定就労継続支援B型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること。
- (三) 基準該当就労継続支援B型サービス費については、社会福祉法及び生活保護法に規定する授産施設（以下「社会事業授産施設」という。）利用者のうち、社会事業授産施設事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援B型を提供した場合に算定する。
- ③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い  
報酬告示第15の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(5)の③を準用する。
- ④ 就労移行支援体制加算の取扱い  
報酬告示第15の3の就労移行支援体制加算については、3の(3)の③を準用する。
- ⑤ 目標工賃達成加算の取扱い  
報酬告示第15の4の目標工賃達成加算については、次のとおり取り扱うものとすること。また、このほか、この加算に関する留意事項については別途通知する。
- (一) 目標工賃の設定及び届出
- ア 目標工賃は、当該目標とする年度の前年度の実績額以上の額で設定すること。
- イ 目標工賃は、時給、日給、月給の中から実際の工賃支払い方法に応じ選択すること。
- ウ 目標工賃については、目標工賃達成加算の要件を満たさない額でも設定できること。
- (二) 工賃実績報告の提出  
目標工賃を設定する前年度の工賃の平均額を、目標工賃の設定に合わせた工賃の支払い体系（時給、日給、月給）で報告すること

と。

(三) 申請時期及び申請先

ア 加算に関する申請と同時に、当該年度の目標工賃及び前年度の工賃実績を都道府県に対し提出すること。

イ 平成 18 年度においては、指定申請時に、平成 17 年度の工賃実績を報告するとともに、当該指定時から平成 19 年 3 月までの目標工賃を提出し、平成 19 年 4 月において、当該指定時からの平成 18 年度における工賃実績及び平成 19 年度の目標工賃を提出すること。

(四) 目標工賃達成加算の要件

ア 前年度の調整後の工賃実績(※1)が目標工賃以上であること。

イ 原則として、前年度の調整後の工賃実績が前々年度の調整後の工賃実績以上であること（経済状況等により低下する場合(※2)を除く）。

ウ 前年度の調整後の工賃実績が地域の最低賃金の 3 分の 1 (※3) 以上であること。

※1 調整後の工賃実績

(i) 新規利用者については、利用開始から 1 年に達するまでの間、工賃実績から除外することを可能とする。

(ii) 月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月の工賃は、工賃実績から除外する。

※2 同一都道府県内の 8 割の就労継続支援 B 型事業所の工賃実績が低下した場合は、同一都道府県内全ての事業者についてこの規定は適用しない。なお、これ以外の場合においても、個別の事業者にとって、原油価格、為替相場の変動が直接影響すること等により、年間の直接経費が 10% 以上上昇した場合等著しい変動があった場合で、都道府県がやむを得ないものとして認めた場合はこの規定を適用しない

こととする。

※3 (i) 時給の場合

調整後の工賃実績が前年度の各都道府県の最低賃金の3分の1（円未満四捨五入）以上

(ii) 日給の場合

調整後の日給工賃実績を5（時間）で除して得た額が、前年度の各都道府県の最低賃金の3分の1以上（1日当たりの利用時間が3時間以下の者の工賃は、工賃実績から除外する。）

(iii) 月給の場合

調整後の月給工賃実績を110（5時間×22日）で除して得た額が前年度の各都道府県の最低賃金の3分の1以上

⑥ 新事業移行時特別加算の取扱い

報酬告示第15の5の新事業移行時特別加算については、2の(5)の④を準用する。

⑦ 初期加算の取扱い

報酬告示第15の6の初期加算については、2の(5)の⑤を準用する。

⑧ 訪問支援特別加算の取扱い

報酬告示第15の7の訪問支援特別加算については、2の(5)の⑥を準用する。

⑨ 利用者負担額上限額管理加算の取扱い

報酬告示第15の8の利用者負担額上限額管理加算については、2の(1)の⑫を準用する。

⑩ 食事提供体制加算の取扱い

報酬告示第15の9の食事提供体制加算については、2の(5)の⑧を準用する。

(6) 共同生活援助サービス費

## ① 共同生活援助の対象者について

区分 1 又は障害程度区分に該当しない知的障害者又は精神障害者とする。

なお、区分 2 以上の知的障害者又は精神障害者であっても、利用者が特に指定共同生活援助の利用を希望する場合には、指定共同生活援助を利用することができるものとし、この場合、共同生活援助サービス費を算定する。

## ② 共同生活援助サービス費の区分について

共同生活援助サービス費については、指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を提供した場合に、指定障害福祉サービス基準第 208 条第 1 項第 1 号に掲げる世話人の員数に応じ、算定する。

### (一) 共同生活援助サービス費 (I)

常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を 6 で除して得た数以上であること。

### (二) 共同生活援助サービス費 (II)

常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を 10 で除して得た数以上であること。

### (三) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費

指定障害福祉サービス基準附則第 15 条第 1 項に規定する経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を提供した場合に算定する。

## ③ 大規模住居減算の取扱い

報酬告示第 16 の 1 の注 5 の (3) 及び (4) については、2 の (9) の③を準用する。ただし、減算の割合については、共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおりとする。

(一) 共同生活住居の入居定員が 8 人以上 21 人未満である場合 当該共同生活住居に係る利用者の共同生活援助サービス費に 100 分の 90 を乗じて得た数

(ii) 共同生活住居の入居定員が 21 人以上である場合 当該共同生活住居に係る利用者の共同生活援助サービス費に 100 分の 87 を乗じて得た数

④ 自立生活支援加算の取扱い

報酬告示第 16 の 2 の自立生活支援加算については、2 の (9) の⑦を準用する。

⑤ 入院時支援特別加算の取扱い

報酬告示第 16 の 3 の入院時支援特別加算については、2 の (9) の⑧を準用する。

⑥ 帰宅時支援加算の取扱い

報酬告示第 16 の 4 の帰宅時支援加算については、2 の (9) の⑨を準用する。

⑦ 小規模事業加算の取扱い

報酬告示第 16 の 5 の小規模事業加算については、2 の (9) の⑩を準用する。

### 第三 障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準別表指定旧法施設支援単位数表（平成 18 年厚生労働省告示第 522 号。以下「旧法施設支援報酬告示」という。）に関する事項

#### 1. 利用率の低い施設に対する激変緩和のための加算の取扱いについて

(1) 通所による旧身体障害者授産施設支援又は通所による旧知的障害者授産施設支援以外の指定旧法施設支援を行った場合

① 旧法施設支援報酬告示第 1 の 1 の注 5、第 2 の 1 の注 9、第 3 の 1 の注 4、第 4 の 1 の注 5、第 5 の 1 の注 4 及び第 6 の 1 の注 3 の利用率の低い施設に対する激変緩和のための加算（以下「激変緩和加算」という。）における実利用延べ日数の算定に当たっては、入所者の入

院または外泊期間中の日数（入院又は外泊時の費用が算定可能な期間を含む。）は含めない取扱いとするが、次の者が入所している期間中の日数については含める取扱いとする。

- (一) 身体障害者福祉法第18条第1項及び知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により市町村が行った措置に係る入所者
  - (二) 「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」（平成18年4月3日付け障障発第0403004号）により定員の枠外として取り扱われる入所者
  - (三) 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者
- ② また、加算算定基準数の算定に当たって、平成18年3月における入所による指定施設支援を受けている入所者の数又は通所による指定施設支援を受けている入所者の数（月の途中で入所又は退所した者及び月の途中で入院又は外泊した者（通所の入所者については月の途中で入院した者）を含む。）に、次の者の数を加えて得た数とする。
- (一) 身体障害者福祉法第18条第3項及び知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により市町村が行った措置に係る入所者
  - (二) 「知的障害者援護施設等入所者の地域生活等への移行の促進について」（平成5年4月1日付け児発第309号）及び「離職した障害者の授産施設及び更生施設への受け入れについて」（平成11年7月16日付け障障第21号）により定員の枠外として取り扱われている入所者
  - (三) 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者
- ③ 平成18年4月1日以降において、入所定員の数を減少させた施設であって、入所者の利用日数の合計数（実利用延べ日数）が、加算算定基準数に満たない場合の加算単位数の算出については、次の算式により算定した数を所定単位数に加算することとする。

なお、定員変更に伴う加算単位数の変更については、当該変更を行った日の属する月の翌月から行うものとする。

{(加算算定基準数×定員変更前の区分Aの所定単位数) - (実利用延べ日数×定員変更後の区分Aの所定単位数)} ÷ 実利用延べ日数

(2) 通所による旧身体障害者授産施設支援又は通所による旧知的障害者授産施設支援を行った場合

① 旧法施設支援報酬告示第3の1の注5及び第5の1の注5の「区分Aの所定単位数」とは、障害種別ごとに、当該施設の指定旧法施設支援の種類及び定員の数に対応する単位数とすること。

② 障害種別ごとの実利用延べ日数を算定する際の日数は、(1)の①に準じた取扱いとすること。

③ 平成18年4月1日以降において、入所定員の数を減少させた施設について、激変緩和加算の算定に当たって用いる「区分Aの所定単位数」は、(1)の③に準じた取扱いとすること。

(3) 入所者が受けた指定旧法施設支援について、激変緩和加算がなかったものとした場合の利用者負担額を超える額が施設により徴収された場合は、加算がなされないように留意されたい。

## 2. 入所時特別支援加算の取扱いについて

旧法施設支援報酬告示第1の3、第2の3、第3の3、第4の3、第5の3及び第6の3の入所時特別支援加算については、第2の1の(5)の⑤の初期加算の取扱いに準じた取扱いとすること。

## 3. 退所時特別支援加算の取扱いについて

旧法施設支援報酬告示第1の4、第2の4、第3の4、第4の4、第5の4及び第6の4の退所時特別支援加算については、第2の1の(4)の③の地域移行加算の取扱いに準じた取扱いとすること。

#### 4. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて

旧法施設支援報酬告示第1の10及び第3の10の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、旧指定視覚障害者更生施設、旧指定聴覚・言語障害者更生施設及び旧指定特定身体障害者入所授産施設において、職業指導員及び生活支援員を障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号）及び整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号）に規定する員数に加えて、常勤換算方法で1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算することとしているが、当該加算の取扱いについては、平成17年度において国への協議を行い承認された施設のみが加算を算定できるものであることに留意すること。

#### 5. 常勤医師加算の取扱いについて

旧法施設支援報酬告示第2の1の注3の常勤医師加算については、旧指定身体障害者更生施設及び旧指定身体障害者療護施設において、専ら当該施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算することとしているが、この常勤医師の取扱いについては、従来と同様に複数の非常勤医師により1日6時間以上かつ月20日以上勤務する医師を配置した場合についても加算の対象となるものであること。

#### 6. 遷延性意識障害者加算の取扱いについて

旧法施設支援報酬告示第2の1の注5の遷延性意識障害者加算については、医師により、厚生労働大臣が定める者等（平成18年厚生労働省告示第554号。以下「第554号告示」という。）第1号に規定する基準に適合する

と認められた遷延性意識障害者の介護に必要な用具にかかる経費を評価するものであり、単に、消耗品を購入するための加算ではないことに留意されたい。

#### 7. 筋萎縮性側索硬化症等障害者加算の取扱いについて

旧法施設支援報酬告示第2の1の注6の筋萎縮性側索硬化症等障害者加算については、筋萎縮性側索硬化症等障害者の介護に必要な用具にかかる経費を評価するものであり、単に、消耗品を購入するための加算でないことに留意されたい。

#### 8. 強度行動障害者特別支援加算の取扱いについて

旧法施設支援報酬告示第4の1の注4の強度行動障害者特別支援加算については、第554号告示第2号に規定する対象者が1人からでも加算をすることは可能であるが、その場合でも、第554号告示第3号に規定する設備及び職員配置基準を満たす必要があること。

また、特別処遇期間は1人につき、3年間を限度とする継続した支援計画に基づき行うものであるが、その計画期間内においても、隨時、障害の軽減が十分図られた時点でこの加算は算定しないものであること。

強度行動障害支援加算は、行動障害の軽減を目的として各種の指導・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことに留意されたい。

なお、都道府県に対し届出があり、行動障害の軽減等の実績からみて、特別処遇の実施に十分な専門性と実績があると認められた施設において特別処遇を受けた場合に加算を算定できるものとする。

#### 9. 自活訓練加算の取扱いについて

旧法施設支援報酬告示第4の5及び第5の5の自活訓練加算については、入所者に対し、地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術を

一定期間集中して個別的指導を行うものであり、単に施設内における業務軽減のために使われることのないよう、①個人生活指導、②社会生活指導、③職場生活指導、④余暇の利用指導について概ね6月間の自活訓練計画を作成し、自活訓練に当たること。

また、1施設当たりの対象者数に制限を設けないが、事業の効果を上げるため、あらかじめ、概ね6月間の個別訓練を行うことによって地域で自活することが可能と認められる者が対象者であることに留意すること。

訓練期間については、前期（4月～9月）、後期（10月～3月）の2期間とし、自活訓練支援を開始後3年目以降について、過去2か年度の訓練終了者のうち1人以上が退所していない場合は、その翌年度及び翌々年度は算定できない。

この事業の実施にあたっては、訓練期間中から対象者が就労退所した後の地域での居住の場の確保に留意するとともに、家族の協力はもちろんのこと事業主、公共職業安定所、福祉事務所等の関係機関との連携を密にし、対象者が円滑に地域生活移行できるよう万全の配慮をすること。

また、2つの単位を設定した趣旨は、同一の敷地内に居住のための場所を確保できない施設についても、同一敷地外に借家等を借り上げることにより、事業を実施できるように配慮したものであり、その様な場合には、緊急時においても迅速に対応できる範囲内において、居住のための場所を確保すること。

なお、都道府県に対し届出があり、適当と認められた施設において自活訓練を受けた場合に加算を算定できるものとする。

## 10. その他の加算等の取扱いについて

1から9までに掲げる事項以外の加算等の取扱いについては、第2の規定に準じた取扱いとすること。